

長野県相撲連盟規約

第1章 総則

(名称)

第 1条 本連盟は、長野県相撲連盟（以下、本連盟という。）と称す。

(事務所)

第 2条 本連盟は事務所を事務局長宅に置く。

第2章 組織

(組織)

第 3条 本連盟は、各支部を持って組織し、(公財)日本相撲連盟の加盟団体である。

(支部)

第 4条 本連盟は、各市町村単位またはブロック毎に支部を置く。支部は5名以上の会員を持って構成する。

第3章 目的と事業

(目的)

第 5条 本連盟は、アマチュア相撲の健全なる普及振興と県民の心身の健康的な発達に寄与し、各支部の相互の連絡親睦をはかることを目的とする。

(事業)

第 6条 本連盟は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 学校、社会及び職場における健全な相撲の普及振興。
2. 相撲に関する講習会、研究会の開催と指導者の育成。
3. 相撲に関する各種競技大会の開催。
4. 相撲の段位取得と審判員の養成。
5. 相撲の競技力向上とジュニア育成基本指針に基づき健全育成
6. その他、本連盟の目的を達成するために必要な事項。

第4章 役員

(役員)

第 7条 本連盟は、次の役員を置く。

- | | | | |
|----------------|-----|---------|-----|
| 1. 会長 | 1名 | 6. 常任理事 | 若干名 |
| 2. 副会長 | 若干名 | 7. 理事 | 若干名 |
| 3. 会長代行（副会長兼務） | 1名 | 8. 監事 | 2名 |
| 4. 理事長 | 1名 | 9. 事務局 | 若干名 |
| 5. 副理事長 | 若干名 | | |

(名誉会長、名誉顧問、顧問、参与、賛助会員、協賛会員)

第 8条 本連盟に、名誉会長、名誉顧問、顧問、参与、賛助会員若干名と協賛会員を置くことができる。参与については、各支部の推薦によるものとし、総会において決定する。

(役員の選出)

- 第 9 条 会長及び副会長は、原則として本連盟の会員のうちから選出し、総会の承認を受けるものとする。
2. 理事長及び副理事長は、理事の互選により選出する。
 3. 常任理事の選出は、支部長、国体監督・コーチ・選手代表、高体連、中体連、育成・普及、強化、事務局から各若干名選出する。
 4. 理事は、以下により選出される。
 - イ. 支部長
 - ロ. 支部会員 5 名に対し 1 名（10 名まで 2 名。15 名まで 3 名。16 名以上 4 名）
 - ハ. 会長が必要と認めた場合理事を推挙できる。
尚、理事が理事長・副理事長に選出された場合、該当支部より補充する。
 5. 監事は、理事会の議を経て会長が委嘱をする。

(役員の任期)

- 第 10 条 役員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
補欠により就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

- 第 11 条 役員の任務は、次のとおりとする。
1. 会長は、本連盟を代表し、会務を総括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
 3. 理事長は、本連盟の事業を掌理し、理事会の議長となる。
 4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。
 5. 常任理事は、理事長、副理事長を補佐し、事業の遂行に当たる。
 6. 理事は、理事会を組織し、事業の遂行に当たる。
 7. 監事は、本連盟の事務及び会計の監査をする。

第 5 章 専門部

(専門部)

- 第 12 条 本連盟に、総務部、普及・育成部、強化部、審判部・競技部の 5 専門部（部長、副部長若干名、部員）及び委員会（委員長、委員）を置く。
1. 総務部は、財務などの事務運営及び表彰に関する事項を処理する。
 2. 育成・普及部は、ジュニア育成基本方針に基づき事業を行う。
 3. 強化部は、ジュニア育成基本方針並びに強化計画に基づき選手強化及び競技力向上をはかる。
 4. 審判部は、審判技術及び審判資質の向上をはかる。
 5. 競技部は、各種大会の計画立案、大会の円滑な推進をはかる。役員、選手の資質向上をはかる。
 6. 委員会は、必要に応じて設置する。

(段位審査委員会)

- 第 13 条 本連盟に、段位審査委員会を置く。
段位審査委員会は、段位申請者の段位審査を行う。段位審査の構成は、理事長、副理事長、専門部長、高体連、中体連、事務局から各 1 名選出し、進行は理事長がおこなう。

第6章 会議

(会議)

第14条 本連盟の会議は、総会及び常任理事会及び理事会とする。
会議は過半数（委任状も含む）の参加者を持って成立し、議事は出席者の過半数を持って決する。

(総会)

第15条 本連盟は、年一回定例総会を開催する。臨時総会は、理事会において必要と認めたとときに開催できる。

(総会の審議事項)

第16条 総会は、会長が招集する。総会において審議すべき事項は次の通りとする。

1. 予算・決算
2. 事業計画
3. 本規約の改廃
4. 役員の選任
5. その他必要な事項

(常任理事会)

第17条 常任理事会は、会長が急を要すると認めた事案については理事会、総会にかえて、本連盟の業務に関する事項について、決議することが出来る。

第18条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、重要事項を先決処理する。

第7章 会計

(会計)

第19条 本連盟の会計は、会費・補助金・寄付金・その他の収入を持って充てる。

第1項 本連盟の年会費は次の通りとする。

会長 100,000円 副会長 50,000円 顧問 10,000円 参与 20,000円
理事長 40,000円 副理事長 20,000円 常任理事 13,000円（但し、選手代表は7000円）
理事・監 7,000円 会員（選手を含む） 3,000円
高校生 500円 中学生 300円 但し、小学生は含まない。

第2項 交通費の支給は次の通りとする（但し総会、理事会、県大会は除く）

県内旅費 50km以内 1,600円 100km以内 3,200円 150km以内 5,000円
県外旅費 実費を支払う。

第3項 別記規程により表彰・慶弔・懲罰規程を定める

(会計年度)

第20条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会員登録)

第21条 本連盟に登録（入会）を希望する者は、各支部に「会員登録書」を提出する。支部長は、「会員登録書」を会長に提出して、承認を得る。

2. (公財) 日本相撲連盟会員規程により会員登録を行うものとする。

[別記規定]

1. 表彰

1) 栄光章（賞状・記念品）（現役対象 中学生以上）

- イ. 全国大会団体・個人入賞者（国体・インターハイ・全中5位以内、他大会3位以内）
 - ロ. 北信越大会（ブロック大会）団体・個人優勝者
 - ハ. 北信越大会（ブロック大会）団体と個人計3回以上の入賞者（3位以内）
- 二. 国民体育大会10回以上出場者（選手・監督・コーチ・トレーナー）

2) 有功章（賞状・記念品）

- イ. 本連盟の活動に対し、長年にわたり特に顕著な貢献のあった者
（但し、県体協有功章受章者を除く）
- ロ. 大学相撲に進み、特に顕著な実績を残した者

3) 名誉表彰（感謝状・記念品）

30万以上の金品を本連盟に寄贈した団体・個人者

4) 県スポーツ協会表彰者（有功章）

下記に該当する場合は連盟から推薦する。各年 一団体及び一人
団体（特に功績のある支部）

個人（50歳以上、理事職10年以上、部長以上役職経験者で特に功績にあった者）

2. 会員心得 ※以下1)～4) の他、平成19年3月4日付け「長野県相撲連盟 会員心得」
「ジュニア育成基本方針」遵守する。「武道の理念」「武道憲章」「子ども武道憲章」「相撲綱
領」も遵守する。

1) 飲酒運転はしない

2) 暴力団との関係は持たない

3) 喧嘩・口論はしない

4) 差別はしない

この規約は平成10年5月10日一部改正

本年度当初より施行

この規約は平成19年3月4日一部改正

この規約は平成19年6月19日一部改正

この規約は平成21年3月29日一部改正

この規約は平成25年3月31日一部改正

この規約は平成29年3月12日一部改正

この規約は平成30年3月25日一部改正

この規約は令和 3年4月13日一部改正

（内規）

慶弔規程（会員本人に対する場合）

- 1) 結婚 祝い金 10,000 円
- 2) 死亡 香料 10,000 円、 生花、弔電は、協議による。